

現行制度から新制度へ改正した場合

<現行制度>

退職時認定標準給与	×	支給率	=	退職給付金
* 毎年4月認定				
(例 ①) 209,400 円	×	4.3 (10年)	=	900,420 円
(例 ②) 332,800 円	×	14.1 (25年)	=	4,692,480 円



<新制度 (案)>

掛金累計額 (事業主分+会員分)	×	新支給率	=	退職給付金
* 退職時				
★掛金累計額とは何か				
⇒ 共済会加入月から退職月までに、納入した事業主分と会員分を合わせた掛金の合計額				
(例 ①) 1,186,440 円	×	1.0 (10年)	=	1,186,440 円
(例 ②) 4,342,620 円	×	1.24 (25年)	=	5,384,849 円

- ◆新支給率はH.29.3現在の支給率(案)ですので、今後の検討で変更することがあります。
- ◆新制度になるとすべての場合退職給付金が増えるわけではありませんが、掛金累計額に対しての給付なので公平性が高くなります。
- ◆制度改正した場合の経過措置については今後検討していきます。